

資料6

自動車関係税制のあり方に関する検討会 説明資料

令和7年8月27日



公益社団法人 日本バス協会

バスの現状について

バス事業は、地域の方々の移動手段として重要な役割を果たしております。さらに、自然災害時等における代替輸送等、「地域の足」を確保するうえで、欠かすことのできない公共交通機関であります。

しかしながら、地方部・都市部を問わず、過疎化と少子高齢化の進展による旅客の減少に加え、燃料をはじめとした物価の高騰も相まって、バス事業は厳しい状況にあり、国及び地方自治体からの強力な支援が必要不可欠であります。

加えて、喫緊の課題として、運転士をはじめとする人員不足にも直面しており、労働力不足により、減便や路線廃止を余儀なくされる状況にあります。

一方で、社会的課題であるバリアフリー、車両の安全性向上、環境対策等への対応は着実に進めております。

つきましては、バスが利用者のニーズに応え、地域公共交通としての役割を果たすために、バス事業に対し、特段の税制措置のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度自動車関係諸税に係る主な税制改正要望

EVバスへの減税措置の拡充

- ・国が掲げる2050年カーボンニュートラルに向け、環境性能に優れたEVバスの更なる導入促進を図り、取得時に加えて保有時の負担を軽減するために、
自動車税種別割のグリーン化特例において、現行の取得翌年度のみ75%軽減を5年間に延長するとともに、既に登録されているEVバスについても減税対象とするよう拡充をお願いいたします。
(自動車重量税のエコカー減税においても、現行の取得時および取得翌年度のみ免税する特例措置を5年間に延長するよう要望しております。)

軽油価格の引き下げについて

- ・ガソリン税の旧暫定税率の廃止にあわせて、軽油についても、価格の引き下げ等の対応をお願いします。

令和8年度自動車関係諸税に係る主な税制改正要望

営業用バスに対する軽減措置の堅持

- ・バスの公共性に配慮し、自動車関係諸税について講じられている営業用バスへの軽減措置の堅持をお願いするとともに、更なる軽減をお願いいたします。

走行距離課税の導入について

- ・自動車関係諸税の総合的な見直しの検討にあたり、「地域の足」を確保する乗合バスについては、定時・定路線の運行が義務付けられており、貸切バスについては、修学旅行などの学校行事、観光や災害時への対応等を担う大変重要な移動手段になります。走行距離課税の導入など、営業用バスに対する更なる税負担を強いることがないようお願いいたします。

車体課税に関する概要(営業用バス)

取得段階

自動車税 環境性能割

購入時の取得価格を基準に課税
営業用:0~2%
※環境性能に応じて変動

特例措置

- ・バリアフリー特例
- ・ASV特例
- ・条例バス特例

都道府県税

保有段階

自動車税 種別割

毎年4月1日現在の所有者に対し課税
※バスは乗車定員に応じて変動

特例措置

- 〔・グリーン化特例〕

都道府県税

自動車重量税

車検時に自動車の重量に応じて課税

特例措置

- 〔・エコカー減税
- ・バリアフリー特例
- ・ASV特例

国 税

営業用バスに関する税制特例措置

バリアフリー車両に係る特例措置（バリアフリー特例）

安全・円滑に移動することができるバリアフリー車両の普及を加速させていくための特例措置。

特例措置の内容

	ノンステップバス	リフト付きバス (乗車定員30人以上)		リフト付きバス (乗車定員30人未満)
		空港アクセスバス	空港アクセスバス以外	
自動車税 環境性能割	取得価額から 1,000万円を控除	取得価額から 800万円を控除	取得価額から 650万円を控除	取得価額から 200万円を控除
自動車重量税	初回分を免税			

先進安全自動車に係る特例措置（ASV特例）

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載したバスへの特例措置。
バスについては、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が搭載されている車両が対象。

特例措置の内容

自動車税 環境性能割	取得価額から175万円を控除
自動車重量税	初回のみ25%軽減

条例で定める路線を運行する乗合バス車両取得に係る特例措置（条例バス特例）

生活交通路線を維持するため、都道府県の条例で定める路線の運行に使用する乗合バス車両取得への特例措置。

特例措置の内容

自動車税 環境性能割	非課税
------------	-----

営業用バスに関する税制特例措置

自動車税種別割におけるグリーン化特例

自動車税種別割において、自動車の環境負荷に応じて税率を軽減する特例措置。

特例措置の内容

	電気自動車・燃料電池自動車・ プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車
自動車税種別割	取得の翌年度のみ75%軽減

自動車重量税におけるエコカー減税

環境性能に優れた自動車(エコカー)に対して、自動車重量税を軽減または免除する制度。

特例措置の内容

	令和7年度燃費基準		電気自動車等※1
	95%	100%	
自動車重量税	▲50%	免税	免税※2

※1 電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車

※2 電気自動車等は取得時および初回継続検査時についても免税